



## 後がなくなった国交省

事業目的の最後に残った「治水」をめぐり、国交省と流域住民の間で壮絶なるつばぜり合いが展開されました。

今年3月、乱立した知事選では4人がダム反対を明確にする中、ただ1人、自民党が事実上後押しする蒲島郁夫氏だけが「中立」宣言で結論を先送り、県政を担うことになりました。

就任早々の蒲島県知事は、学者研究者からなる「有識者会議」を諮問機関として立ち上げ、ダムの有用性をはじめ総合的な検証をおこい、9月までの半年間で結論を出すことを明言しました。その間に河川行政をつうじてさまざまな画策が執拗に行われました。

## ダム賛否両論を併記した有識者会議

当初から公正公平性の確保が疑問視された有識者会議（構成委員8人）は、わが国の河川行政に深くかわかり、ダム建設を強行に推進してきた「大ダム会議」のメンバーが含まれているという事実が判明しました。同会議の委員でもあるオランダ人アドバイザーのブラウン氏は「人々が流域に住み続けるにはダムが必要」としたため、「はじめに結論ありき」の有識者会議と非難が集中しました。

その後、8回にわたって議論されてきた有識者会議は、明確な着地点が見い出せないまま、最終会議を迎えるに至ります。有識者会議の最終報告書によると、ダム以外の方法についても付記したものの、一方で科学的な根拠を見出すことなくダム建設を事実上容認し、環境に配慮する策として「穴あきダム」を許容するなどして、最終判断を蒲島知事に委ねました。同時に蒲島知事は、並行して県主催の公聴会を開催、また流域首長、流域議会、県議会、事業主体である国交省との意見交換をすすめました。

## 荒瀬ダム撤去を凍結

ところで球磨川下流には2つのダムがあります。その1つの県営荒瀬ダム（電発）は、わが国初のダム撤去計画で注目をあびてきました。しかし、蒲島県知事は、地元住民の長年の悲願だった荒瀬ダムの撤去を、撤去費用の増大、発電事業の好転の見通し、水力発電の有効性という理由から突然凍結すると言い出しました。長年ダム公害に苦しんできた旧坂本村の住民の不満は爆発、撤去費用や経済効果に疑問があるとする熊本県と全面的に対峙していく構えをみせました。現在、荒瀬ダムをめぐっては、民意で勝ち取った川辺川ダム反対の闘いが飛び火し、旧坂本村

住民らを中心に署名活動などの凍結撤回運動が展開されています。

## “決めるのは流域住民”8・3住民団体緊急集会

こうした動きの中で、「蒲島県知事がダム容認の方向に動くのではないかと、憶測や懸念が高まる中、8月3日、人吉カルチャーパレスで1350人の集会がもたれました。この集会は、「決めるのは流域住民だ!」として、ダム建設の是非を知事に問いかけ、正当な判断を求めるとともに、荒瀬ダムの撤去を実現する目的がありました。この日の集会には、潮谷義子前知事も駆けつけ、「流域住民の思いが受けとめられるか、見届けなければならない」と蒲島県政に注文をつきました。会場は熱気に包まれ、それぞれの団体代表が思いをぶつける形で意見表明し、集会宣言を採択しました。

## 住民を恫喝する河川行政

国交省の洪水対策は、全国的には100年に一度、球磨川水系では80年に一度の洪水に対応する河川整備をすることになっていました。そのために2009年までに一級河川は、新河川法にもとづいて「河川整備計画」を策定することになっていながら、球磨川水系は遅れをとっていたのです。

平成20年8月25日、国交省九州地方整備局は、川辺川ダム建設を前提とする整備計画を発表し、熊本県や関係自治体に圧力をかける行動にでました。しかも、「仮に川辺川ダムを建設しないことを選択すれば、流域住民が水害を受忍していただくを得ない」と、半ば恫喝にも等しい態度でダム受け入れを求めました。しかし、こうした国交省の態度には住民もあきれ返り、逆に関係自治体や住民の反発に火をつけ、知事の英断を引き出すキッカケとなりました。

## 流域首長の反旗、蒲島県知事の苦悩と決断

球磨川流域12市町村でつくる川辺川ダム建設促進協議会は、7月に定例総会を開催、ダム建設促進を国と県に求める決議を可決しました。ダム建設予定地の徳田正臣相良村長と人吉市の田中信孝市長は採決を棄権し、自らの考えを知事が表明する以前に述べることを明らかにしました。そのため川辺川ダム建設促進協議会は、流域自治体の結束をはかると、8月26日に促進総決起大会を強行することになりました。その手口は、市町村職員、地元土建業者、市町村議員への動員割り当てを公然とおこなうというもので、まさに、「政官財が一体になった公費による大動員計画」が

明るみになるなど、逆に行政に不信感がつのる結果となりました。

徳田相良村長は、促進総決起大会の3日後、8月29日に「ダム建設には疑問が残る」として反対を表明しました。続いて田中人吉市長は、9月2日「民意に基づく判断」とさらに踏み込んだ表現でダム反対を宣言しました。

これがキッカケとなり、一枚岩にみられてきた流域自治体首長の間でも見解が割れていることが表面化しました。(反対5、容認6、中立1)

流域の民意は、自治体首長も巻き込んでダムではない方向にむけて動き始め、最終的に蒲島県知事の決断を待つ状態となったのです。

9月11日、熊本県議会冒頭のあいさつで蒲島県知事は、声を詰まらせながら「計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を」と、事実上ダム建設反対を明言しました。知事当選以来、半年間で決断するとしてきた日々の苦悩、42年にわたる地域での対立の歴史が想像以上に根深いものであったことなどを述べながら、球磨川を県民の宝とし、五木村の地域振興に自ら先頭にたって全力をそそぐ決意を表明しました。また、今後国交省が計画変更して治水専用ダムとしての穴あきダムも完全に否定、将来にわたって川辺川ダム建設は不要との信号を出したのです。この瞬間、まさに「民意が止める」ことを立証しました。

県庁の傍聴にかけつけたそれぞれの市民団体のメンバーは万歳三唱し、「英断を高く評価する」との声明を発表しました。

### すでに民意は示された

こうした知事の英断に対する県民の反応は、地元紙の調査によれば、85%が「決断力がある」と支持し、建設容認派の47.1%も知事の決断を支持・評価しています。これまで建設促進の急先鋒であった土建業者は「ダム本体工事では地元の経済活性化につながらない」と解り、ダム計画を受け入れた五木村でさえ将来が先細りするとして大型公共事業に依存する体質からの脱却をはかろうとしています。

川辺川ダム闘争は、情報すべてを運動関係団体全体で共有することを前提に、「合意と納得の下で確認し合い、立場に応じた行動」という原則をそれぞれが貫いてきました。ダム推進の声が聞こえなくなった今、地域での対立を越え、ともに地域に生きる人間として手を携えるときがきているのです。

長年、国策に翻弄され、対立してきた地域の歴史は、近い将来、この地域の再生をつうじて運動の正当性が証明され

ると思っています。

何を考えているのか分からないことから、「宇宙人」という異名をつけられた蒲島知事に心から敬意を表するとともに、一日も早く国が勇気ある撤退の決断を下すように願うものです。



### 平成20年9月11日 川辺川ダム建設事業についての九州地方整備局長コメント

国土交通省九州地方整備局においては、甚大かつ頻発する洪水被害の発生状況を踏まえ、球磨川水系の抜本的な治水対策として、熊本県並びに流域市町村等からの要望を受け、川辺川ダム建設事業に着手し、これまで推進してまいりました。

事業計画の発表以来、40年以上の期間が経過しましたが、その間、建設予定地や水没予定地である五木村、相良村の方々には、球磨川流域全体の治水安全度の向上とそれによる地域振興に対するご理解のもと、家屋移転をはじめとした苦渋の選択をいただいてまいりましたことに、あらためて深甚の謝意を表します。

その一方で、川辺川ダムに関して、流域内外に様々な意見がある中で、蒲島熊本県知事が、様々な取組を通じて川辺川ダム建設の是非について、本日まで検討されてこられたことに対して心から敬意を表するとともに、知事のご判断を重く受け止めたいと思います。

九州地方整備局としては、「現行の川辺川ダム計画白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求するべきである」とした知事のご判断の内容を詳細に把握したうえで、本省とも相談して、今後の方針について検討してまいります。



# 温暖化DVD「地球の温暖化をとめて」完成!

運営委員 橋本良仁



待望のDVD(初版盤)が、でき上がりました。制作に携わった者の一人として、DVDの完成を喜ぶとともに、地球温暖化問題の学習に大きく寄与するものと確信しています。温暖化対策は、今すぐ取り組まなければならない全人類的課題であり緊急の課題です。公害・地球懇は、昨年12月末の温暖化シンポジウム・パート1から今年7月の洞爺湖サミットを含め温暖化問題に対して、積極的に取り組んできました。

5月10日に開催した温暖化シンポジウム・パート2で、当会事務局メンバーのAさんが作成した40分のパワーポイント(電気紙芝居)を生きたナレーションつきで紹介しました。参加者から、「温暖化がどんなに恐ろしいかわかった」、「私たちは今、何をすれば良いのか教えて欲しい」という声とともに、「このパワーポイントは少し難しい。難解な表現をできるだけ避け、誰でも分かるようにして欲しい」といった強い要望が寄せられました。

こうした声を受けて、Aさんを中心に高尾山の自然をまもる市民の会の有志による温暖化ビデオの制作活動が始

まりました。休日を返上し時には泊まりがけ、深夜までかけてやっと完成した初版のパワーポイント。早速、札幌で行われた温暖化シンポジウム(7月4日)で上映しました。意に反して視聴者の評価は今ひとつ。労作のパワーポイントでしたが、映像に動きや重厚さがいないため、視聴者に十分な感動を与えることができませんでした。

動きのある、見る人に感動を与えるDVDを作りたい。しかし、私たち素人集団だけでは無理です。当会幹事で全労連の中山益則さんの紹介で、強力な助っ人があらわれました。映像や音楽の専門家集団、全労連傘下の映演労連の協力が得られたのです。最初の打ち合わせは8月1日、映演労連事務所でした。ロケの開始は8月15日、ビデオカメラを担いで渋谷、原宿、有楽町、霞ヶ関、横浜港、東電発電所、コンビニートなどなど、ロケは一週間を超えました。8月末は雨模様で、ロケは一週間も延期…。映画制作に金と時間がかかるのは当たり前なんだ…。少しは分かったような気がしました。重要なナレーション、アニメの悪人ボス役で有名な低音・ど迫力の大御所声優、飯塚昭三さんを口説くことに成功。最後に音楽効果を入れ、9月16日に試写会。わずか1ヵ月の早業でした。

科学的かつ解決の道筋を明らかにしたシナリオ、そして重厚なナレーション。そのポイントは、温暖化の原因と犯人、先進国と日本の責任、軍事、原発問題、有効な対策、政府、企業、個人の責任の明確化、などです。

温暖化問題の取り組みは、何はともあれ学習が第一。DVDを学習と署名活動に役立ててください。頒価は一枚1000円。大いに普及して下さい。DVD制作委員会は、次の企画としてDVDの理解を深めるためのパンフレットを考えています。乞うご期待。



# 東京土建のアスベスト被害者はなぜ

## ●●●●● 訴訟に踏み切ったか？

東京土建書記次長 清水謙一さんに聞く

Q、東京土建の組合員がアスベスト訴訟を起こした訳をおきかせください。

平成14年から20年のあいだに、労災認定を受けた組合員は、253人にものぼります。その内訳は、1000人あたりの労災認定率の高さで1位「左官」、2位「冷暖房」、3位「ブロック」、4位「はつり・解体」ですが、土建の組合員は相対的に大工が多い関係もあって絶対的に認定者数が多いのは「大工」です。

とくに、私たちは「クボタ・ショック」とよんでいます。2005年6月、機械メーカーのクボタ（本社・大阪市）が同社の旧神崎工場のアスベスト汚染と健康被害について、従業員78人、近隣住民5人がアスベストが原因と見られる「中皮腫」というガンに罹り、すでに2人が死亡していると公表したからです。

この事件をキッカケに「自分もアセベスト汚染の被害者ではないか」という不安が広がり認定申請をする組合員が増えたのです。

Q、東京土建の訴訟は、製造者と国の責任を問う内容となっていますが、その理由を聞かせてください。

アスベスト汚染の危険性については、欧米では70年代の初めに大きな問題となりました。デンマークでは、72年に吹き付けと断熱材への使用が禁止され、83年にはアイスランドが全面禁止、翌84年にはノルウェー、85年にECが全石綿の吹き付けと6品目禁止、86年デンマーク・スウェーデン白石綿禁止（他の石綿は70年代に禁止）、90年オーストラリア、91年オランダ、92年イタリア、93年ドイツが全面禁止に



東京土建本部清水謙一書記次長

なりました。アメリカは07年に禁止法が成立しましたが、訴訟が大量に起こされ70～80年代にはほとんど使用されていません。日本で全面禁止になったのは2006年になってからでした。

しかも、欧米で大問題になっている時期に、当時の建設省（現・国土交通省）は、断熱効果が高いとアスベストの使用を推進する「断熱仕様」をだしました。だから、この時期にはアスベストの使用が第2のピークを迎えています。こうしたことに対して、国土交通省も製造者も謝罪一つしていないのです。

「労災認定が実現したからと言って、こうしたことを黙って認めていいのか」という声が、組合員から寄せられるようになりました。こうした声に対して「土建国保は政府の補助を受けている立場だから、厚労省とコトを構えるのはまずいのでは」という意見もありました。

しかし、「土建組合員の命と暮らしを守ることは、組合の当然の使命」という大きな立場で組合員の訴訟をバックアップすることにしました。

Q、この訴訟について、ぜひ多くの方々に分かってほしいことはありますか。

労災認定されれば、一般の労働者の場合は、80%の賃金保障がうけられますが、土建の組合員のように「個人事業主」の場合は、いざと言うときの給付の日額は、自分で決めるのです。例えば日額3000円の場合なら年間



保険料は43000円です。日額を16000円にすると年間保険料は140000円になります。この高い保険料を払っていざというときに備えるというのは、実際は難しいものです。だから労災認定されても家族の暮らしを支えられる保障はもらえないのです。だから、国家賠償というような保障制度の確立が求められているのです。

Q、これからのアスベスト問題や運動の展望をどのように考えていますか。

アセベスト問題が深刻化するのはいずれかと考えています。日本では、圧倒的に現場で安全確保のために規定が守られていないからです。とくに日本では「管理使用」という考え方があって、正しく管理されていけば危険はな

いとアスベストの使用が事実上野放しになってきました。

いま世間をさわがせている「事故米」がそっくりです。政府は「事故米」と指定したから食用となることはないと勝手に決めて、「事故米」の流通を野放しにしました。危険な米を日本に入れることがそもそもまちがいののです。

建設業は、アセベスト汚染の複合的影響を受けやすい職種です。若い建設労働者が、そうした影響を受けることが無いようにするためにも、この訴訟は勝利する必要があります。11月には第2回目の口頭弁論があります。多くのみなさんが関心をおよせ頂いて傍聴して下さるようお願いいたします。

## 東京あおぞら連絡会・第1回合宿のご報告 運動の展望見えた「まちづくり」の勉強

60名の参加で盛況

去る9月13～14日、鬼怒川温泉で第1回の東京あおぞら連絡会合宿が行われました。東京公害患者会23名、東京大気弁護団7名、あおぞら連絡会30名が参加しました。

清水鳩子連絡会理事長の開会挨拶に始まり、最後の鶴見祐策弁護団長のまとめまで、2日間にわたって以下のような3つのテーマについて充実した報告・討論がなされました。

第1テーマ・「この1年間の運動の到達点と今後の課題」

報告(1) PM2.5環境基準設定に向けた到達点と課題

弁護団 西村隆雄

(2) 患者会・仲間ふやしと支部作り、組織強化を目指して 患者会事務局長 小池鉄男

第2テーマ・「公害対策・まちづくりの運動について」

講演 「公害対策・まちづくりの基本的視点」

法政大学教授・青空の会代表委員 永井 進先生

報告(1) 第1回道路連絡会をふまえた今後の課題

弁護団 原希世巳

(2) 「和解条項」と地域の公害対策・まちづくり要求

患者会副会長 大越稔秋

(3) 川崎における公害対策・まちづくりの経験

川崎公害根絶市民連事務局長 有坂直幸

第3テーマ・「地域組織の確立を目指して」

公害対策・まちづくりの運動の交流

この合宿は、東京大気裁判で獲得した「ぜん息医療費

無料化制度」を核にした申請・入会運動、PM2.5の環境基準を設定させるたたかいなどを中間総括し、今後大きな運動の柱となる公害対策・まちづくりの課題について、しっかりと学習し、これを軸とした地域での運動を進めていくための確信を皆のものにすることを目指して行われました。

合宿には12の地域から連絡会の代表の方々が参加し、それぞれの問題意識を交流することができ、有意義であったと思います。詳細はとても紹介しきれないので、短時間ではありましたが確信になった永井進先生の講演のさわりの部分を紹介して参考に供したいと思います。

確信深めた永井講演

永井先生は、東京の公害対策に最も必要なのは、交通需要を抑制して、自動車の総量を減らしていく(交通需要マネージメント)ために行政がしっかりと主導権を握って施策を進めていくことと、現に極めて深刻な状況にある局地・沿道の汚染に対し抜本的な対策を施すことであると強調されました。以下その概要を私なりにまとめてみます(勝手ながらお話の流れなどは、文章化した場合分かりやすくなるようアレンジさせていただきました)。

1 交通需要マネージメント(TDM)推進の必要性

交通需要マネージメントの政策が改めて注目されは、1990年代のロンドンの経験から。

ロンドンでは、都心部の通過交通を減らす目的でM25と

いう環状道路を造りました。1990年代にこれが完成したが、都心部の交通量は減らないばかりか、逆に増えていきました。この経験から明らかになったことは、道路を造ると新たな自動車交通が誘発され、結局地域全体としての交通量はすくなく増える結果になるということでした。道路を造ることでは混雑は解消しないという反省から、交通需要を抑えて車の量を減らすことが必要との考え方が主流になり、1998年、ロンドンでは「ニューディール政策」が発表され、環境容量に応じた道路計画を進める政策が取られることになりました。その流れで2003年にはロンドンでロードプライシングが導入されたのです。

日本では、東京都が2002年に「TDM東京行動プラン」を発表し、2001年にはロープライシングの報告書が出されました。また2003年には「ディーゼルNO作戦」が始まりました。

「ディーゼルNO作戦」は効果を上げたのですが、これは車の排ガスを規制する手法で、重要なのはイギリス流のやり方だと思います。

当時、東京都は車を減らすためにはどうすればよいかを考えていました。車が走りにくいように道路をわざと曲げるとか、道路に突起物をおくことなどが考えられました。ところがその後、東京都は車の流れをよくするのが公害対策だということになってしまったのです。そのためには3環状道路を造るのだ、まず3環状ありきということになってきました。

ロードプライシングについても、車を湾岸の道路に流すこと、つまり流れを変えるということが目的のようになると、これは「交通を減らす」ということから変質することになります。東京では3環状が必要という議論につながるおそれもあります。

TDMを何とか実のあるものにしていくことが必要です。ロードプライシングの提案が何故すまないかという点、「合意が得られないから」と言われます。しかしTDMとは行政がしっかり介入して需要を管理しようとするものであり、合意などどこでもそう簡単に得られるものではありません。ロンドンでも「皆がイエスと言わなくてはできない」というのではダメ。行政が主導権を持つべき」とされています。行政がこれを実現するためにしっかりと説得していくことが必要なのです。

## 2 抜本的な局地汚染対策を

幹線道路沿道の大気汚染は本当に深刻な状態にあります。

道路公害対策の大きな柱の一つとして、欠陥道路の問題があります。例えば昭和40年代の初めまでに作られた横

羽線などの高速道路は、騒音、振動、大気汚染、公害の3重奏と言われました。

当時オリンピックに間に合わせて急いで作りました。そのため道路の上に2階建てで高速道路を造るという最も早くて安上がりなやり方が行われたのです。それまでも幹線道路の回りはひどい被害でありました。その上に公害発生源を作る。人口密集地に作ればどうということになるか、これは作ったときから分かっていたことです。まさに欠陥道路です。それが40年経って、高速道路の補修、維持管理に大変な費用がかかっています。今、改めて高速道路のあり方を考え直すときに来ています。

大震災で阪神高速道路が倒れましたが、また同じように作り直しました。これなど抜本的な対策があったはず。

特に、局地汚染がひどいところは、地下にする、ドームをかけるなどしっかりとした対策をすべきです。

調布三鷹ラインという道路がモデル事業として整備されました。片側1車線の道路を2車線にし、緑地、歩道、自転車道をつけました。回りは畑が多く土地の確保がしやすかったのですが、実際には近所の高校生が自転車で通るほか、歩いている人は殆どいません。これだけ土地があれば道路にするのではなくて、鉄道を造ったらどうだったのかと思います。この道は甲州街道と東八道路を結ぶもので、外環の出口もできる。気がついたら公害道路ということにもなりかねないのです。

外環道路は深度40mを走る。しかし大泉からの地上部分についてシェルターをつけるなどとはなっていません。これをすれば汚染はぐっと下がります。

そもそもどうして外環をそこにこだわって作るのか。例えば環八を地下高速道路にし、地上を生活道路として整備したらよいと思います。中央環状線は山手通りの地下につくり、地上は緑化が進みました。住民が意見を言って、緑地の管理をしていく。このような道路造りは一つのあり方としてよいのではないかと思います。

現在の公害をなくす対策とセットで道路造りを考えていくことが必要だと考えます。

(原希代巳・記)



# 温暖化DVDを全国に普及し、学習・署名運動を草の根から広げよう!

## つくば合宿( 拡大幹事会 )の報告



1、公害・地球懇は9月23～24日、「つくば合宿( 拡大幹事会 )」を筑波研修センターで開きました。

今回の合宿は、第一に、総会以後の5ヶ月余の活動を中間総括し、とくに5月シンポジウム、6月公害総行動、7月洞爺湖サミット、8月九州エコツアーなどの取り組みを経た、「ストップ温暖化 - エコウェブ」の運動の到達点と今後の課題について、第二に、「いまこそ公害・地球懇の出番」といわれる情勢のもとで、その期待される役割にふさわしい組織と財政の確立について、この二点を討議することを目的に開かれました。運営委員・幹事に加え、水俣病・有明海・高尾山・全国公害患者の会連合会、東京あおぞら連絡会の代表など24名が出席し、有明海の6・27佐賀地裁開門判決や川辺川の熊本県知事の「ダム反対」表明、ストップ温暖化の運動などたたかひの前進をふまえ、目前に迫った解散・総選挙を含めた今後の課題を討議しました。

2、討議は、鈴木久夫、坂本孝両幹事( 事務局担当 )を座長にすすめられました。

冒頭に完成したばかりのDVD「地球の温暖化をとめて」を上映し、このDVDを制作した目的と経過にふれながら、橋本運営委員が第一テーマのメイン報告をおこない、大嶋運営委員が「WEBでウェブを」の活動を補足しました。

また、第二テーマについては清水事務局長代行が、公害・地球懇結成の目的と活動の経過 この間果たしてきた役割にふれながら、組織・財政上の問題点についての報告をおこない、河村事務局次長( 財政担当 )が「財政の現状と「特別カンパ」の取り組みを提起しました。

3、二つの報告をうけて、各団体からの報告・意見が出さ

れました。新婦人からは、「学習は行動の力」と温暖化対策の重要性をしんぶん新聞・月刊誌をつうじて会員によびかけ、独自にエコパンフも発行し、大いに学習をすすめながら、ストップ温暖化国民署名と地域の草の根行動に多彩に取り組んできた活動が生き生きと報告されました。全国の各県が取り組んだ「新婦人サミット行動週間」では、「反応がピンピンあって、関心の高さに確信がもてた」と手応えがあったこと、自動販売機チェック、企業( 東京電力・関西電力 )や自治体への申入れ・懇談が始まったことなどが紹介されました。これらの活動をふまえ、「署名はすでに3万人を超えた。適当な時期に国会請願行動( 各党要請・院内集会 )を設定してほしい」DVDは運動と財政の両面から、大量普及をすべきではないか」との発言がありました。

全労連からは、7月定期大会で打ち出された方針「ルールなき資本主義」のもとで「環境にやさしい働き方( 24時間型社会の見直しと雇用確保など )」をキーワードに環境・地球温暖化問題に取り組むことが紹介され、すでに25万枚の署名用紙が職場段階におろされていること、10月3日には単産・地方代表者会議でDVDを上映し、普及に取り組むことなどが報告されました。「この間の運動は総会方針にそって前進していると評価できる」「総選挙はストップ温暖化をすすめる絶好のチャンスと位置づけることが重要」との発言がありました。

「やま・かわ・うみ・そら」を結ぶたたかひについては、  
高尾山 有明海 川辺川 水俣病 全国公害患者会



水俣から参加した大石団長、滝本事務局長、中村弁護士